

補助事業の要件

(岡山県事業者向け自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金交付要綱 別表2)

1 太陽光発電設備の設置

- (1) 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。
- (2) 未使用の太陽光発電設備を県内の事業所（需要家の敷地内に限る。）に導入すること。
- (3) 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか少ない方が10kW以上であること
- (4) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。
- (7) 発電量を計測する機器を備えること。
- (8) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (10) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次のア～シをすべて遵守していることを確認すること。
 - ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う、柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。ただし、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に記載する例外を除く。
 - カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提

出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

キ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは適切な方法により協力すること。

ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

コ 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。

サ 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

シ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

(11) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(12) オンサイトPPAモデルの場合、PPA事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること（PPA事業者が県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(13) ソーラーカーポートを導入する場合、補助対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業））」を参考にすること。

(14) ソーラーカーポートを除き、新築する建築物への太陽光発電設備の設置は補助の対象外とする。

(15) 太陽光発電設備を岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年条例第47号）第2条第4号に規定する設置禁止区域及び同条第5号に規定する設置に適さない区域に設置する場合は補助の対象外とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。

2 蓄電池の設置

- (1) 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。
- (2) 未使用の蓄電池を県内の事業所（需要家の敷地内に限る。）に導入すること。
- (3) 1で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。（再エネ一体型屋外照明用蓄電池の場合は除く。）
- (4) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- (5) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- (6) 設置する蓄電池は、次の要件を満たすこと。
 - ア 業務用蓄電池（20kwh 以上）であること。
 - イ 11.9万円/kWh（工事費込み・税抜）以下の蓄電システムとなるよう努めること。
 - ウ 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
- (7) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
- (8) オンサイトPPAモデルの場合、PPA事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること（PPA事業者が県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。